

BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について（19 年度）

1 輸入飼料に係る交差汚染の防止

(1) 平成 17 年 6 月の省令改正により、輸入業者の届出義務の対象に飼料の原材料を追加（参考 1、図）。

(2) 輸入飼料の検査・分析の実施

届出により、輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認するとともに、19 年度に加工された飼料及び飼料添加物 31 点（別表 1）について、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で検査・分析を実施したところ、異常は認められなかった。

2 販売業者に対する規制の徹底

(1) 平成 17 年 6 月の省令改正により、届出義務の対象となる販売業者に小売業者を追加（参考 1、図）。

(2) 小売業者を含む販売業者に対する飼料の混入防止のための監視・指導の徹底

平成 17 年 10 月付け消費・安全局長通知（参考 2）により、都道府県に対して販売業者等における飼料の混入防止のための監視・指導の徹底を依頼。

都道府県は、販売事業場に対する検査を 19 年度に 675 件実施し、法令違反につながる可能性のある不適合（以下「不適合」という。）42 件（飼料又は飼料添加物の販売事業場数：13,080）。なお、不適合の内容は、帳簿の不備 25 件及び保管等における交差汚染防止の不備 17 件（別表 2）。

3 牛飼育農家に対する規制の徹底

(1) 都道府県による指導・監視項目の明確化

平成 17 年 10 月付け消費・安全局長通知（参考 2）により、都道府県に対して牛飼育農家における指導・監視項目を明確にし、都道府県により検査・指導を実施。

都道府県は、牛飼養農家に対する検査・指導を 19 年度に 8,310 件実施し、不適合 4 件（牛飼養農家数：97,293 戸）。なお、不適合の内容は、保管等

における交差汚染防止の不備 4 件（別表 2）。

(2) 地方農政局等の農家に対する巡回指導の機会を利用した周知徹底の強化

平成 19 年 4 月付け消費・安全局長通知（参考 3）に基づき、地方農政局が牛飼養農家における BSE 規制の遵守状況を含む飼料の使用実態の調査を実施。

地方農政局は、牛飼養農家における飼料の使用実態調査を 19 年度に 1, 497 件実施し、規制されている動物性飼料の給与事例は認められなかった。（牛飼養農家数：97, 293 戸）（参考 4）

4 製造段階における規制の徹底

(1) 検査対象等の分担関係の明確化

平成 17 年 10 月付け消費・安全局長通知（参考 2）により、FAMIC 及び都道府県に対して検査対象等を明確にし、検査・指導を実施。

(2) FAMIC の検査・指導

FAMIC は、飼料等製造事業場に対する検査・指導を 19 年度に 393 件実施し、不適合 6 件（飼料等製造事業場数：2, 451）。なお、不適合の内容は、帳簿の不備 3 件及び表示の不備 3 件（別表 2）。

(3) 都道府県の検査・指導

都道府県は、飼料等製造事業場に対する検査・指導を 19 年度に 176 件実施し、不適合 3 件（飼料等製造事業場数：2, 451）。なお、不適合の内容は、帳簿の不備 1 件、製造における交差汚染防止の不備 1 件及び保管等における交差汚染防止の不備 1 件（別表 2）。

5 改善措置

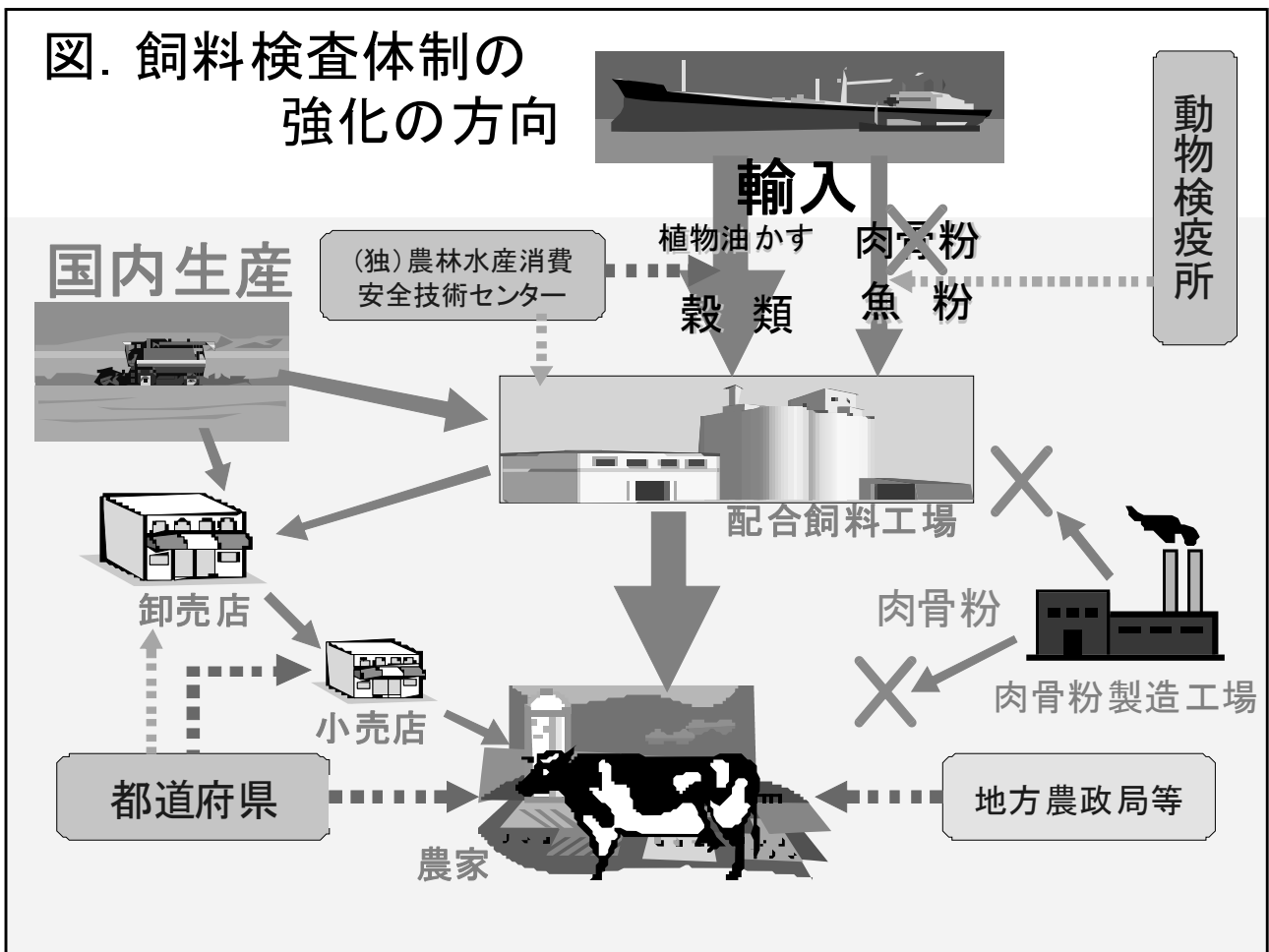
2～4 の不適合事例については、FAMIC 及び都道府県が業者等及び農家に対し、

(1) 帳簿の適切な整備

(2) 牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管の徹底

などの改善指導を行っている。

図. 飼料検査体制の強化の方向



○ 平成 19 年度 輸入飼料検査対象

飼料の種類	採取点数
混合飼料	(29点)
米国産	15点
台湾産	3点
中国産	2点
イタリア産	1点
オーストラリア産	1点
スペイン産	1点
ペルー産	1点
大韓民国産	1点
フランス産	1点
シンガポール産	1点
スイス産	1点
オーストラリア産	1点
単体飼料	(1点)
米国産大豆油かす	1点
飼料添加物	(1点)
米国産複合製剤	1点
合 計	31点

注：輸入魚粉は動物検疫所が検疫を行っている。

販売業者等における不適合事例（平成19年度）

販売業者

該当する不適合事例の種類	概要
飼料の販売に係る帳簿の備付けの不備 (25件)	販売先未記載 帳簿の保管期間(8年)不足
飼料等の保管、輸送等における交差汚染防止対策の不備 (17件)	A, B飼料の保管場所の近接、区分が不明確 A, B飼料を同一車両で輸送

反すう動物飼養農家

該当する不適合事例の種類	概要
飼料等の保管、輸送等における交差汚染防止対策の不備 (4件)	同一の保管場所にA飼料とその他を保管

製造業者(県)

該当する不適合事例の種類	概要
飼料の販売に係る帳簿の備付けの不備 (1件)	帳簿の未整備
飼料等の製造時における交差汚染防止対策の不備(1件)	異物(羊の蹄)混入
飼料等の保管、輸送等における交差汚染防止対策の不備(1件)	A, B飼料の保管場所の区分が不明確

製造業者(FAMIC)

該当する不適合事例の種類	概要
飼料の製造、販売に係る帳簿の備付けの不備(3件)	帳簿の未整備 帳簿記載事項不備(飼料等の荷姿未記載)
表示の不備 (3件)	表示票なし 原材料名等未表示

A飼料：飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊、及びしかをいう。)に給与される又は可能性のあるものとして動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

B飼料：飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則

(昭和 5 1 年 7 月 2 4 日農林省令第 3 6 号)

最終改正 平成 1 7 年 6 月 3 0 日付け農林水産省令第 7 8 号

(届出義務の適用除外)

第 6 9 条 法第 50 条第 1 項の農林水産省令で定める者は、販売（法第 4 条第 1 号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者とする。

2 法第 50 条第 2 項の農林水産省令で定める者は、飼料の消費者に対し販売することを業とする販売業者であつて、自ら生産した農産物を飼料として販売するものとする。

(製造業者等の届出事項)

第 7 0 条 法第 50 条第 1 項第 4 号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 製造、輸入又は販売に係る飼料又は飼料添加物の種類及び名称（輸出用又は試験研究用として製造、輸入又は販売するものについては、その旨）
- 二 当該飼料又は飼料添加物の製造、輸入又は販売の開始年月日
- 三 製造業者にあつては製造する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類、輸入業者にあつてはその輸入に係る飼料又は飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類

イ

飼料 飼料添加物	製造 輸入 販売	業 者 届	年 月 日
農林水産大臣(都道府県知事) 殿			
住 所 氏 名			印
下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項(第2項、第3項)の規定により届け出ます。			
記			
1 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)			
2 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地			
3 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地			
4 製造、輸入又は販売に係る飼料又は飼料添加物の種類(輸出用又は試験研究用として製造、輸入又は販売するものについては、その旨及びその名称)			
5 飼料又は飼料添加物の製造、輸入又は販売の開始年月日			
6 製造業者にあつては製造する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類、 <u>輸入業者にあつてはその輸入に係る飼料又は飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類</u>			
7 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する施設の概要			

(日本工業規格A4)

○牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について
(平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知)

改正 平成19年4月2日 18消安第14358号

記

第1 背景

- 1 我が国におけるBSE発生防止対策として、BSE発生の原因である反すう動物(牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。)に対する反すう動物由来たん白質の給与を排除するとともに、飼料及び飼料添加物(以下「飼料等」という。)への交差汚染による反すう動物由来たん白質の混入を防止する観点から、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第3条第1項に基づく基準及び規格並びに「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」(平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。)を定め、飼料等の輸入、製造、販売、使用等に関わる者に対して、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)及び都道府県が監視・指導を行っているところである。
- 2 これらの措置については、先般取りまとめられた「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」(平成16年9月9日食品安全委員会)において、「BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のBSE牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。」と指摘がなされたところである。
これを踏まえて、平成16年10月15日付けで食品安全委員会に対し、BSE感染因子である異常プリオンの伝播を防止し、国内におけるBSEの根絶を図るため、飼料規制の遵守に係る検査・指導体制を強化すること等について食品健康影響評価を諮問したところ、平成17年5月6日付けで食品安全委員会から「飼料輸入業者、飼料製造業者、飼料販売業者、および牛飼育農家に対する検査・指導体制を強化することは、飼料規制の有効性を検証するために重要である。具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある。」との評価結果が答申されたところである。
- 3 この評価結果を踏まえ、飼料規制の遵守に係る検査・指導体制を強化することとし、農林水産省及び都道府県がBSE発生防止のため飼料等の輸入、製造、販売、使用等に関わる者に対して行うべき重点検査・指導事項を提示するとともに、飼料規制の有効性の検証及び目標設定に当たっての考え方等を示すものである。

第2 重点検査・指導事項

飼料等の安全確保業務については、主として農林水産大臣の指示によりセンターが輸入業者及び製造業者に対して、都道府県が販売業者及び使用者に対して、検査及び指導を行うという分担関係の中で、連携・調整をとりつつ行っているところである。

飼料等の輸入、製造、販売及び使用の一連の過程の中で、BSE発生防止に向けて反すう動物用飼料に動物由来たん白質が混入することを効果的かつ効率的に防止するためには、重点的に検査・指導すべき事項を明確にすることにより、より一層農林水産省と都道府県との間の連携・調整を図りつつ、検査・指導体制を強化していく必要がある。

このため、農林水産省及び都道府県が行う飼料規制の遵守に係る重点検査・指導事項について、別紙1のとおり明確化したので、貴管下における飼料等の安全確保業務の実施に当たり活用されたい。

第3 飼料規制に係る目標設定及び有効性の検証

(1) 検査・指導の指標

検査・指導の実施状況及び飼料規制の遵守状況を定量的に把握し、その目標の設定、有効性の検証等を行うための指標を以下のとおり定義する。

ア 検査対象となる事業場の箇所数に対する検査を実施した箇所数の割合（以下「カバー率」という。）

イ 検査を実施した事業場の箇所数に対するBSE発生防止のための基準・規格に適合していない事例が認められた箇所数の割合（以下「不適合率」という。）

(2) 目標設定及び有効性の検証

BSE発生防止のための飼料規制に係る目標設定及び有効性の検証については、以下のとおり行うこととする。

ア 各都道府県は、毎年度末までに、翌年度におけるBSE発生防止に係る検査において目標とするカバー率を管内の事業場数等の実情に応じて設定し、別記様式第1号により農林水産省消費・安全局長あて通知する。この際、よりリスクの高い事業場に対して重点的に検査・指導を実施すべきであることから、事業場の種類及び業務の実態等に応じて、別紙2を基に検査・指導の優先度に配慮されたい。

なお、平成17年度については、平成17年11月30日までに平成17年度における同目標を同様に通知されるようお願いする。

イ 各都道府県は、毎年度終了後3か月以内に、前年度の検査・指導の実施状況について、カバー率、不適合率及び不適合率の前々年度に対する減少の割合を別記様式第2号により農林水産省消費・安全局長あて通知する。

ウ 農林水産省は、農林水産省、センター及び各都道府県が実施した飼料規制の遵守状況の調査結果について取りまとめ、食品安全委員会に報告するものとする。

当該報告に対して食品安全委員会において意見等があった場合は、必要に応じて目標設定等について見直しをすること、各都道府県に対し、アの検査の目標について助言をすること等があり得るので御了知願いたい。

BSE発生防止に係る飼料規制における重点検査・指導事項

1 目的

我が国におけるBSE発生防止の観点から、飼料安全法に基づく立入検査等の業務を行う際に、農林水産省、センター及び都道府県がそれぞれ重点的に検査・指導する対象を明確に分担した上で、それぞれに対する検査・指導事項を具体的に定めることにより関係機関の連携を強化し、その効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

2 検査対象の分担

(1) 立入検査等の分担関係

飼料等の製造業者及び輸入業者等に対する飼料安全法第56条第1項の規定に基づく立入検査等は、法定受託事務として都道府県知事が行う（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条）ほか、センターが農林水産大臣の指示を受けて行う（飼料安全法第57条）こととされている。

また、飼料の販売業者及び使用者に対する立入検査等については、自治事務として都道府県知事が行う（飼料安全法第56条第2項及び第3項）こととされている。

一方、法令の遵守状況を全国統一的に把握し、飼料の適正な使用を推進するとともに制度の改正等に反映させるため、農林水産省各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）も食品流通改善巡回点検指導事業実施要綱（昭和53年4月6日付け53食流第1791号農林事務次官依命通知）に基づき畜産農家に対して全国的な調査を行っているところである。

これらを踏まえ、特にBSE発生防止に係る飼料安全法に基づく立入検査及び調査については、実施対象に係る分担関係を、以下のように整理することとする。

ア センターは、農林水産大臣の指示を受けて、広域に流通し影響が広範囲に及ぶ飼料等の輸入業者及び製造事業場に対する立入検査等を行う。

イ 都道府県は、飼料等の販売事業場（ストックポイント等の保管施設を含む。）、飼料の使用者及び地域流通飼料（比較的限定された地域内で流通するTMR、発酵飼料、食品残さ加工品等をいい、関税込率法に基づいて承認された配合飼料工場の製造飼料を除く。以下同じ。）の製造事業場に対する立入検査等を行う。

なお、飼料の使用者については、地方農政局等が食品流通改善巡回点検指導事業実施要綱に基づき全国的な調査を行っているので、これとの連携に留意するものとする。

(2) 飼料等の収去の分担関係

反すう動物に給与される飼料等が、飼料等の基準・規格に適合しているかどうかを確認するためには飼料等を収去して分析を実施する必要があるが、例えば畜産農家で飼料等を収去すると飼養している家畜に由来するたん白質が混入し、分析において検出されるおそれがある。このため、収去は可能な限り輸入、製造、販売段階で行うこ

ととし、販売段階で収去する場合であっても、センターの行う製造業者に対する立入検査において収去された飼料等と重複しないよう留意すること。また、やむを得ず畜産農家等使用段階から飼料等を収去する場合は、保管状況等から飼養している家畜に由来するたん白質の混入のおそれのないものに限定する。

(3) 情報の共有

センター、都道府県及び地方農政局等は、事前に立入検査等を実施する対象箇所について重複のないように調整を図るとともに、立入検査等を実施した対象箇所、収去した飼料等の名称等必要な情報を随時共有し連携に努める。

3 重点検査・指導事項

(1) 飼料等の輸入業者について重点的に検査・指導すべき事項

飼料安全法第50条第1項の規定により農林水産大臣に届出のあった内容につき、センターは飼料等の原料に成分規格に適合しない動物由来たん白質の使用の有無及び動物由来たん白質に汚染される可能性の高い原料の使用の有無に係る検証を行い、必要に応じて輸入業者に対する立入検査等を実施する。

また、混入防止ガイドラインに基づき、飼料等の輸送段階等における動物由来たん白質による交差汚染を防止するための対策を講じていることを確認する。

(2) 飼料等の製造事業場について重点的に検査・指導すべき事項

広域に流通する飼料等の製造事業場に対してはセンターが、地域流通飼料の製造事業場に対しては都道府県が、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア 使用している原料又は材料（以下「原料等」という。）を製造の記録等から調査し、成分規格に適合しない原料等が使用されていないことを確認する。

イ 原料等の受入れ、飼料等の製造、保管、輸送の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていることを検証する。

ウ 混入防止ガイドラインに基づき飼料業務管理規則及び飼料品質管理規則が策定されていることを確認する。

エ 動物由来たん白質を含む飼料等について、表示の基準に基づき対象家畜等が適正に表示されていることを確認する。

オ 反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料（混入防止ガイドライン第2の1に規定するA飼料をいう。以下同じ。）の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。

(3) 飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物用飼料と豚・鶏用飼料をともに取り扱う販売事業場、反すう動物用飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア 飼料等の受入れ、搬送、保管、出荷及び輸送の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていることを検証する。

イ 混入防止ガイドラインに基づき飼料業務管理規則が策定されていることを確認する。

ウ 反すう動物飼養農家に豚・鶏用飼料や魚粉等動物由来たん白質が販売されてい

いことを確認する。

エ 反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。

オ 表示の不備等飼料規制の遵守に係る疑義がある輸入飼料が認められた場合は、流通経路を遡り、輸入業者に対して必要な指導を行う。

(4) 飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物と豚・鶏等をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たっては、家畜衛生部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア 反すう動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること、具体的には、

(ア) 動物由来たん白質の混入がないよう取り扱われているものであることを確認して飼料等を受け入れていること。

(イ) 動物由来たん白質と反すう動物用飼料等を同時に又は連続して受け入れていないこと。

(ウ) 反すう動物用飼料は専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けて保管していること。

(エ) 反すう動物に豚・鶏用飼料、ペットフード等を与えていないこと。

(オ) 反すう動物が豚・鶏用飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。

(カ) 反すう動物の飼養場所の中で犬、猫等にペットフード等を与えていないこと。等について確認する。

イ 使用した飼料の記帳に努めるよう指導する。

ウ 表示の不備等飼料規制の遵守に係る疑義がある輸入飼料が認められた場合は、流通経路を遡り、輸入業者に対して必要な指導を行う。

(5) 検査・指導すべき事項の調査票

上記（１）から（３）までの検査・指導を行うに当たり、得られた結果について定量的に集計及び評価をする必要があることから、製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）については別添１の調査票を、保管施設（輸入業者、製造業者、販売業者等が飼料等を保管する施設であって、当該飼料等に係る販売業務を行う事業場を含む。）については別添２の調査票をそれぞれ使用することとするので御参考とされたい。

さらに、上記（４）の飼料の使用者に対する検査・指導についても、御参考までに別添３の調査票を作成したのでお示しする。

(6) 反すう動物飼養農家で飼料等を収去・分析する場合の留意事項

反すう動物飼養農家で飼料等の購入の記録を、伝票等により必ず確認する。なお、粗飼料等で製造業者又は輸入業者の表示がなされていない場合には、複数の業者から購入したものを区別せず使用していることがあるので、購入元を調査する場合、農家からの聞き取りだけでなく、販売業者にも確認し、農家に保管されている当該飼料等がその販売業者から購入されたものであることを確認する。

(別紙2)

BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに各分類ごとの検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類 ^{*1}	検査・指導の優先度 ^{*6}
配混合飼料の製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）	
うち 反すう動物 ^{*2} に使用される配混合飼料を製造しているもの	
うち 非反すう動物用飼料等 ^{*3} の取扱いがあるもの	1
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	2
うち 反すう動物に使用される配混合飼料を製造していないもの	4
単体飼料及び飼料添加物の製造事業場	
うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造しているもの	
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	1
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	3
うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造していないもの	
うち 農林水産大臣の確認 ^{*4} を受けているもの	1 ^{*4}
うち 上記以外のもの	4
飼料及び飼料添加物の保管施設（製造事業場及び農家を除く。）	
うち 反すう動物に使用される飼料等の取扱いがあるもの	
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	2
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	3
うち 反すう動物に使用される飼料等の取扱いがないもの	4
反すう動物飼養農家	
うち 非反すう動物 ^{*5} を飼養しているもの	
うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	1
うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	2
うち 非反すう動物を飼養していないもの	
うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	2
うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	3

- ※1 取り扱う飼料等の種類、飼養する動物の種類等に関する業務の実態が不明で、分類ができない事業場については、検査・指導とは別途、電話での聞き取り等により業務の実態把握に努めること。
- ※2 反すう動物とは、牛、めん羊、山羊及びしかをいう。
- ※3 非反すう動物用飼料等とは、動物性たん白質、動物性油脂等を含有し、飼料安全法上、反すう動物に使用することが禁止されているもの（食品、ペットフード、肥料等を含む。）及びそれと完全に分離されずに取り扱われたものをいう。
- ※4 農林水産大臣の確認とは、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の確認をいう。当該確認に係る検査は、センターが実施する。
- ※5 非反すう動物には、飼料安全法の対象家畜以外の動物（犬、猫等）を含む。
- ※6 優先度は、4段階に分類した場合に、1が最も高く4が最も低いことを示す。
なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類に関わらず、最優先して検査・指導を実施することとする。

畜産物安全対策業務の実施について

制 定 昭和 58 年 4 月 22 日付け 58 畜 B 第 1022 号畜産局長通知

最終改正 平成 19 年 4 月 5 日付け 18 消安第 14920 号消費・安全局長通知

畜産物安全対策業務の実施にあたっては、食品流通改善巡回点検指導事業実施要綱（昭和 53 年 4 月 6 日付け 53 食流第 1791 号農林水産事務次官依命通達）及び食品流通改善巡回点検指導事業実施要領（昭和 53 年 4 月 6 日付け 53 食流第 1792 号農蚕園芸局長、食品流通局長、食料庁長官通達、以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、下記によることとしたので遺漏のないようにされたい。

記

1 業務の対象（実施要領第 3 の 2 の（2）の関係）

（1）実施要領第 3 の 2 の（2）のアの消費・安全局長が別に定める乳用牛、肉用牛、豚、ブロイラー等は、下表の左欄に掲げるとおりとし、同イの消費・安全局長が別に定める一定規模は、対象家畜の種類毎に同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象家畜	対象農家等の規模の下限
乳用牛	常時成畜をおおむね 20 頭（北海道においては 40 頭）飼養していること。
肉用牛	常時おおむね 5 頭飼養していること。
肥育豚	常時おおむね 100 頭飼養していること
ブロイラー	年間おおむね 50,000 羽出荷していること
採卵鶏	常時成鶏めすをおおむね 1,000 羽飼養していること

（2）実施要領第 3 の 2 の（2）のイの消費・安全局長が別に定める対象農家等数は、別表に定めるとおりとする。

（3）地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、年間調査対象農家等を都道府県の意見を聴いて選定し、畜水産安全管理課長が別に定める様式により年間調査対象農家等の台帳を作成するものとする。

（4）地方農政局長は、上記（3）により作成した台帳の写しを別記様式第 1 号により都道府県知事に送付するものとする。

2 調査点検（実施要領第 3 の 2 の（3）の関係）

（1）実施要領第 3 の 2 の（3）のアの記入簿は、畜水産安全管理課長が別に定める様式によるものとする。

（2）地方農政局長は担当職員を対象農家等に出向かせて記入簿を配布させ、対象農家における記入簿記載終了後、速やかに記入簿の回収に当たらせる。

（3）担当職員は、記入簿の配布に当たっては記入指導を行い、その回収に当たっては、記入漏れ等があれば聴き取り等により、補足記入等を行うものとする。

3 調査点検結果の報告（実施要領第 3 の 2 の（4）の関係）

地方農政局長は、畜水産安全管理課長が別に定める様式により調査点検結果を取りまとめ、毎年度末までに別記様式第 2 号により消費・安全局長に報告し、その写しを別記様式第 3 号により都道府県知事に送付するものとする。

別表（１の（２）関係） 対象農家等数

	乳用牛	肉用牛	肥育豚	計
北海道農政事務所	302	37	46	385
東北農政局	82	181	150	413
関東農政局	158	56	317	531
北陸農政局	14	6	36	56
東海農政局	28	17	66	111
近畿農政局	25	25	19	69
中国四国農政局	52	46	65	163
九州農政局	85	350	284	719
沖縄総合事務局	4	32	17	53
計	750	750	1,000	2,500

平成19年度食品流通改善巡回点検指導事業（畜産物安全対策）の調査結果

1 目的

家畜等の飼養農家における飼料の使用状況等の点検を行い、法令の遵守状況、飼料の使用等に起因する問題発生の可能性等を把握する。

2 調査対象農家

平成19年度は、牛飼養農家及び肥育豚農家について、以下のとおり調査を実施。

(1) 牛飼養農家

次のいずれかの条件を満たす農家を対象として、1,497戸の調査を実施。

① 乳用牛について常時成畜をおおむね20頭（北海道においては40頭）以上飼養している農家

② 肉用牛について常時おおむね5頭以上飼養している農家

(2) 肥育豚農家

肥育豚を常時おおむね100頭以上飼養している農家を対象として、995戸の調査を実施。

3 調査結果の概要

(1) 牛飼養農家

① BSEまん延防止に関する飼料規制の遵守状況等

これら飼料規制等の遵守状況を中心に調査した結果、牛への給与が規制されている動物性たん白質等を牛へ給与した事例は認められなかった。

ガイドラインの周知状況等については、ガイドラインの存在も知らないと回答した農家が13%あり、牛用飼料への動物性たん白質等の混入防止を徹底するためには、今後とも、当ガイドラインの周知徹底を図ることが必要である。

② 表示票の受け取り状況

表示票を受け取っていない牛飼養農家がバラ製品、トランスバッグ製品いずれも9%あった。表示票は、飼料の内容を確認できる唯一のものであることから、必ず業者等から受け取り、注文した飼料であることの確認を行うよう今後とも指導する必要がある。

③ 抗菌性飼料添加物を含む飼料等に関する規制の遵守状況

抗菌性飼料添加物を含む飼料等の使用状況については、不適正な事例は見られなかった。

(2) 肥育豚飼養農家

① 抗菌性飼料添加物を含む飼料に関する規制の遵守状況

抗菌性飼料添加物を含む飼料の使用については、全ての肥育豚飼育農家において発育ステージにあった飼料の使用が遵守されていた。今後とも抗菌性飼料添加物を含む飼料の使用に当たっては定められた使用方法を遵守するよう指導していく必要がある。

② 表示票の受け取り状況

表示票を受け取っていない農家がバラ製品で2%、トランスバッグ製品で12%あった。表示票は、飼料の内容を確認できる唯一のものであるこ

とから、必ず業者等から直接受け取り、注文した飼料であることの確認を行うよう今後とも指導する必要がある。

③反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの周知状況

飼養家畜について牛等も飼養している農家が2%あった。いずれの農家も当ガイドラインは知っており、牛用飼料と他の資材との分別、器具等は共用しない等の対策は守られていた。

関係法令

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年4月11日法律第35号)

(基準及び規格)

- 第3条** 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。

(製造等の禁止)

- 第4条** 前条第1項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すること。
- 二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。
- 三 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。
- 四 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

(製造業者等の届出)

- 第50条** 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する2週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。
- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する2週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならない。
- 3 新たに第3条第1項の規定により基準又は規格が定められたため前2項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から1月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第1項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 前3項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から1月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則

(昭和51年7月24日農林省令第36号)

(製造業者等の届出)

- 第68条** 法第50条の規定による届出は、別記様式第54号による届出書を農林水産大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。